

「滋賀県内水面漁業振興計画(第3期)」原案に対して提出された意見と それに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの結果

令和7年12月18日(木)から令和8年1月19日(月)までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、「滋賀県内水面漁業振興計画(第3期)」原案についての意見・情報の募集を行った結果、3者(個人:2者、団体:1者)から18件の意見・情報が寄せられました。

この意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとしています。

2 提出された意見の内訳

項目		個人	団体
I	1 計画策定の趣旨	1件	
IV	1 水産資源の回復・養殖に関する事項	2件	1件
	2 漁場環境の再生に関する事項	6件	
	3 内水面漁業の健全な発展に関する事項	1件	2件
	4 その他内水面漁業の振興に関する重要事項	1件	
	5 令和12年度の目標とする指標	3件	
資料		1件	
計		15件	3件

3 提出された意見とそれに対する滋賀県の考え方

No.	頁	行	意見・情報(要約)	意見・情報に関する県の考え方
I はじめに				
1 計画策定の趣旨				
1	1	43	滋賀県基本構想と本計画に関連する各計画群の実施期間(時系列明示)と関連性が分かる図を提示してはどうか。	本計画は滋賀県基本構想を最上位に、農業・水産業基本計画を上位計画とする階層的な計画体系の中に位置づけられており、関連する計画は多岐にわたります。それぞれの計画は、本計画の期間中に実施期間や内容の改訂が行われる可能性があるため、計画中に関連性が判る図の掲載は見送らせていただきますが、ご提案の趣旨を踏まえ、今後、ホームページ等で判りやすい表現となるよう検討してまいります。

No.	頁	行	意見・情報(要約)	意見・情報に関する県の考え方
Ⅳ 滋賀県内水面業の振興に関する計画				
1 水産資源の回復・養殖に関する事項				
(1)琵琶湖漁業				
2	10	235	セタシジミの資源回復対策の具体策として、湖底と瀬田川の耕耘、瀬田川の水質管理についても追記してはどうか。	本県では、セタシジミの長年にわたる資源低迷に対応するため、瀬田川を含めた琵琶湖での資源管理や湖底耕耘・水草除去等の生息環境改善、種苗放流による資源添加といった取組を実施しております。 ご指摘の項目では、これらの総合的かつ広範な取組を示しているものであることから原案のとおりとします。
	10	238	栽培漁業センターは建設後40年近く経過しており、計画中に記載されている「老朽化対策を検討する」段階は過ぎており、早急に対策を施さなければならない時期に来ているので、「検討する」ではなく、「実施する」としていただきたい。	栽培漁業センターは、本県の栽培漁業の在り方と密接に関係することから、栽培漁業の今後の在り方と併せ、優先順位、実施時期、財源確保等を総合的に検討する必要があると考えており、本計画では、原案のとおりとします。
(6)特定外来生物やカワウによる被害の防止				
4	13	300	瀬田川は国の管理であるが、滋賀県の事業でチャネルキャットフィッシュを駆除するという理解でよい。また、より具体的に重大な事態として記載した方がよいのではない。	チャネルキャットフィッシュの駆除事業は、現時点においては、漁業被害の未然防止の観点から、県の事業として実施しているものです。本種が琵琶湖へ生息域を拡大した場合には甚大な漁業被害が懸念されることから、ご意見を踏まえて以下のとおり修正します。 【原案】チャネルキャットフィッシュについては、琵琶湖への生息域拡大の懸念が高まっていることから、瀬田川を中心に徹底的な防除を実施する。 【修正後】繁殖力が強く、個体数の急速な増加が懸念されるチャネルキャットフィッシュについては、琵琶湖への生息域拡大の懸念が高まっていることから、瀬田川を中心に徹底的な防除を実施する。

No.	頁	行	意見・情報(要約)	意見・情報に関する県の考え方
2 漁場環境の再生に関する事項				
(1)漁場環境の再生				
5	13	317	琵琶湖と南湖から連続する瀬田川は国の管理で県の水質管理・水草刈り取りに制限があるのではないかと。そこで、「南湖の漁場再生」を「南湖と瀬田川の漁場再生」と修正してはどうか。	本県では、水産資源の生息環境の改善を目的に、南湖に連続する瀬田川でも水草除去等の取組を実施していることから、ご意見を踏まえて以下のとおり修正します。 【原案】 「在来魚の回復の兆しが見られている南湖の漁場再生をより確実なものとするため、」 【修正後】 「在来魚の回復の兆しが見られている南湖および接続している瀬田川の漁場再生をより確実なものとするため、」
6	14	319	魚類の放流については、長期的には魚類群集に悪影響をもたらすという研究成果が出ており、記述されている「環境保全を目的とした在来魚の放流」は、その効果が不明瞭であり、必然性も少ないことから、中止すべきであると考えます。	水産試験場の研究により、水草を摂食するワタカの放流は、水草対策に有効であると考えられることから、原案のとおりとします。 なお、放流にあたっては、対象種のみならず、他の水産動物に対する影響にも配慮しながら、水産資源の保全に努めてまいります。
7	14	320 322	「水ヨシ帯の機能の回復・保全」と「有用なヤナギ等の保全」について、ネイチャーポジティブの観点から324行目と同様に「保全および再生」とすることを提案いたします。	水ヨシ帯については、ヨシ帯の造成により、その機能を回復させたくうえで保全を図ってまいります。 また、造成ヨシ帯に自生したヤナギ等は、時間の経過に伴う陸地化や日照阻害を招き、ヨシの成育を妨げる懸念があります。そのため、産卵に有用なヤナギ等は保全に努める一方で、人為的な植栽は行っていないことから、原案のとおりとします。

No.	頁	行	意見・情報(要約)	意見・情報に関する県の考え方
8	14	337	魚類の生息環境保全手法としての「土砂の有効活用」とはどのようなことか、わかりにくいので具体例をあげてください。ダムによる土砂の堰き止めで産卵場所が減少した河川への土砂還元などを実施予定されているのかと想像いたします。	産卵場所が減少した河川への土砂還元も一例として考えられます。しかし、魚類の生息環境改善手法には、様々な方法が考えられるとともに、流域の安全性の確保との両立が求められます。このため、治水・利水・環境保全にかかる関係法令を踏まえながら、科学的根拠に基づいて個々の状況に応じた取組を進める必要があることから、原案のとおりとします。
9	14	340	現行計画の「効果的な魚道の整備や維持管理」という、魚道に限定した文言がなくなったことは改善と思います。ただし、良い計画には具体的であることが必須ですので、「不要な障害物の撤去や、効果の薄い魚道の改修など、河川の維持管理に努める」と加筆することを提案いたします。	本県では、在来魚の遡上・降下を容易にするため、落差工への魚道設置や魚道に堆積した土砂の撤去といった取組を実施しております。 ご指摘の項目では、これらの施策を総合的・段階的に推進するための取組を示したものであることから、原案のとおりとします。
(3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進				
10	15	344	国が管理する瀬田川洗堰の開閉など国が管理する行為には県の内水面漁業からの協議・連携が今後、重要になるのではないかと。その旨、追記してはどうか。	瀬田川洗堰操作規則に基づいて運用されていますが、既に水産業の観点も踏まえて国との意見交換等に取り組んでいるところであり、引き続き、連携を進めていくことから、原案のとおりとします。なお、本計画は法に基づき、河川管理者である国との協議を行ったうえで策定することとしています。

No.	頁	行	意見・情報(要約)	意見・情報に関する県の考え方
3 内水面漁業の健全な発展に関する事項				
(3)湖魚の消費拡大の取組等の支援				
11	17	391	湖魚の消費拡大に対しては漫然としたPRでは今までと同様に効果は上がらないと思われる。ターゲットを明確にして、行うべきである。	湖魚の消費拡大に向け、湖魚の魚種、産地・旬といった特徴を踏まえた上で、具体的なターゲット層を設定し、各層に適切な訴求を展開してまいります。
12	17	391	水産物だけでなく「琵琶湖」をブランドとして広く価値を高めたいうえで「琵琶湖ブランド」として滋賀県産品をアピールできるようにすべきである。	ご意見を踏まえ、今後の施策を進めるうえで参考といたします。
(4)本県漁業に対する理解と関心の増進				
13	18	417	条文中から「地域での放流体験活動の開催」を削除することを強く要望。現在では放流が魚類個体群集に悪影響を与えるということが指摘されています。また、外来種対策、地域ごとの生物の遺伝的多様性の保護の点からも生物を野外に放つことは厳しく制限されています。特に子供に対して「生物を野に放つことは良いことである」と誤解されやすい体験はさせるべきではありません。	ここでの「放流体験活動」とは、漁業法に定める第5種共同漁業権に義務付けられた増殖事業に併せて取り組む活動を想定しているものです。加えて、河川漁業の役割や制度、河川環境について、県民、特に次世代を担う子ども達に理解してもらう効果を期待するものであることから、原案のとおりとします。 なお、活動の実施にあたっては、参加者に対して、生物のむやみな放流がもたらす危険性などについて啓発するよう努めてまいります。

No.	頁	行	意見・情報(要約)	意見・情報に関する県の考え方
4 その他内水面漁業の振興に関する重要事項				
(1)試験研究および学びに資する施設の機能強化				
14	18	423	試験研究および学びに資する施設の機能強化の対象施設に琵琶湖環境科学研究センターを加えてはどうか。	当該項目では、産業としての内水面漁業の振興を担う試験研究機関の機能強化について記述するものです。一方、琵琶湖環境科学研究センターは琵琶湖と滋賀の環境に関する課題の解決を目的とした機関であることから、原案のとおりとします。 なお、琵琶湖環境科学研究センターとは、琵琶湖の漁場生産力の評価と回復や気候変動(温暖化等)の影響への対応といった水産分野の様々な課題において連携していくこととしています。
5 令和12年度の目標とする指標				
15	19	目標 1	琵琶湖漁業の漁獲量の現状値と目標値について、種類別、あるいは、①エビ類、②貝類、③魚類とする目標値にしてはどうか。	本計画では、季節や地域に応じて様々な魚種を漁獲する琵琶湖漁業全体の成果指標値として総漁獲量を目標値として設定していることから、原案のとおりとします。
16	19	目標 1	本計画の成果指標項目「琵琶湖の漁獲量(外来魚除く)」と滋賀県基本構想の成果指標項目「琵琶湖漁業の漁獲量(ト)」が同意であれば統一してはどうか。	ご指摘のとおり、「琵琶湖漁業の漁獲量(ト)」と「琵琶湖の漁獲量(外来魚除く)」は同意です。このため、基本構想の改定等のタイミングにおいて、より分かりやすい表現となるよう改善してまいります。

No.	頁	行	意見・情報(要約)	意見・情報に関する県の考え方
17	19	目標 18	令和12年度の醒井養鱒場の入場者数の目標値が現状値よりも減少している。なぜ入場者を減らそうとしているのか。	現状値である令和6年度の入場者数は、展示しているコバルトビワマスがSNS等で話題となり、入場者数が大幅に増加した特異的な年でした。目標値の考え方は、令和6年度とコロナ禍による特異期間を除いた5年間で、最も入場者数の多かった令和元年の水準に回復させようとするものです。 【参考】醒井養鱒場の入場者数 H29：42,432人 R3：33,090人 H30：46,676人 R4：41,592人 R元：47,100人 R5：42,766人 R2：38,610人 R6：60,783人
資料 「滋賀県内水面漁業振興計画」用語解説				
18	22	資料	用語解説にチャネルキョットフィッシュの概要と駆除の緊急性を追記してはどうか。	本種が琵琶湖へ生息域を拡大した場合には甚大な漁業被害が懸念されることから、ご意見を踏まえて用語解説に追記します。